

議案第 76 号

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

小松島市個人情報保護条例（平成 12 年小松島市条例第 53 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報の収集等」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集等」に改める。

第2条第1項第3号中「個人情報の収集、保管（廃棄及び消去を含む。）」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の収集、保管（廃棄及び消去を含む。）」に改め、同項に次の3号を加える。

（8） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（9） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（10） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条及び第4条中「個人情報」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」に改める。

第5条中「個人情報が」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）が」に改める。

第9条の見出し中「利用」を「特定個人情報以外の個人情報の利用」に改め、同条第1項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人

の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第10条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聞くものとする。

第13条第1項中「自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）」を「自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。）」に改め、第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人　自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）
- (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人　自己に係る特定個人情報

第14条第2項中「個人情報の本人又はその法定代理人」を「個人情

報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第19条までにおいて同じ。）の本人又はその法定代理人等」に改める。

第20条の見出しを「（自己情報の訂正等の請求）」に改め、同条第2項中「自己情報」を「自己情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。

以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

（1）当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2）番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第21条中「個人情報」を「自己情報」に改める。

第24条中「、又は目的外利用等を中止しなければならない。」を「、目的外利用等を中止し、又は利用停止しなければならない。」に改める。

第29条第1項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。